

- 保安規定変更認可申請とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規制法第43条の3の24)に基づく手続きで、運転管理(手順、体制等)等、原子炉施設の運用に関する事項を規定した保安規定について、原子炉等による災害の防止上十分であることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するもの。
- 保安規定は、総則、品質保証、保安管理体制および評価、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、保守管理、非常時の措置、保安教育、記録および報告、附則で構成。
- 高浜発電所3、4号機の認可を受けた保安規定(最終):690ページ

【平成25年7月の実用炉規則の主な変更内容】

- 原子炉主任技術者をユニット毎に選任すること、また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務範囲等を規定すること。
- 火災発生時、内部溢水発生時、重大事故等発生時、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全活動を行う体制を整備すること。
- 施設定期検査及び使用前検査の結果の記録項目を追加すること
- 原子炉施設の保守管理に関し、溶接事業者検査および定期事業者検査の実施体制に関することを定めること。

【高浜発電所3、4号機の保安規定変更認可の経緯】

- ◆平成25年7月8日
新規制基準に適合していることを確認いただくため、原子力規制委員会に保安規定変更認可の申請
- ◆平成27年6月19日
原子炉設置変更許可、九州電力川内原子力発電所の保安規定変更認可の内容を踏まえ、重大事故等発生時における要員の配置や手順書の整備等に係る記載の充実を行い、原子力規制委員会へ補正書を提出
- ◆平成27年9月29日
工事計画認可申請および保安規定変更認可申請の審査等の内容を踏まえ、申請書の記載の充実を行い、原子力規制委員会へ補正書を再提出
- ◆平成27年10月9日
高浜発電所3、4号機の保安規定変更認可

高浜発電所3、4号機の保安規定変更認可の概要

添付資料2

保安規定の構成	保安規定の主な内容
総則	○保安規定の目的、基本方針等を記載
品質保証	○品質保証活動を実施するにあたり、品質保証計画を記載
保安管理体制および評価	○保安に関する組織や職務、原子炉主任技術者の選任、職務等を記載 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子炉主任技術者をユニット毎に選任</u> ・<u>原子炉主任技術者の選任(兼務できる職位の追加、担当する原子炉について兼任する職位の職務を実施しないこと、および代行者の選任要件の追加)</u> ・<u>電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務範囲を新規に規定</u>
運転管理(添付含む)	○運転員等の確保や重大事故等発生時の体制の整備、運転上の留意事項、運転上の制限、異常時の措置等を記載 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>重大事故等発生時および火災発生時、内部溢水発生時における対応体制の整備</u> ・<u>火災、内部溢水、その他自然災害(地震、津波、竜巻、火山等)の発生時や重大事故等発生時、大規模損壊発生時の要員の配置や手順書の整備等に係る記載の充実</u> ・<u>重大事故等対策要員(118名)の確保、確保の見込みが立たないと判断した場合に原子炉停止操作を実施する等の措置を記載</u> ・<u>電源車や消防ポンプ等、全ての重大事故等対処設備(約200設備)の運転上の制限について記載</u> ・<u>重大事故等発生時の対応操作等の訓練の実施項目について記載</u> ・<u>現場訓練による成立性確認方法の見直し</u> ・<u>運転モードによる必要な運転員数の見直し</u> ・<u>新規制基準適用炉(3, 4号炉)と未適用炉(1, 2号炉)の記載分け</u> ・<u>重大事故等対処設備の竜巻対策に係る運用見直し(予備機を含めた運転上の制限の設定等)</u> ・<u>津波防護施設に係る運用見直し(取水路防潮ゲートの運転上の制限の設定等)</u>
燃料管理	○新燃料の運搬・貯蔵、燃料の検査・取替、使用済燃料の貯蔵・運搬等を記載 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>燃料を移動させる前に、燃料の貯蔵や取替え後の状態でも臨界としないことを確認し管理することを記載</u>
放射性廃棄物管理	○放射性固体廃棄物・液体廃棄物・気体廃棄物の管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理等を記載。
放射線管理(添付含む)	○管理区域の設定・解除等の区域管理、被ばく管理、外部放射線に係る線量当量率等の測定、物品移動の管理、請負会社の放射線防護等を記載
保守管理	○保守管理計画、溶接事業者検査、定期事業者検査の実施等を記載 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>施設定期検査及び使用前検査の結果の記録項目を記載</u> ・<u>溶接、定期事業者検査体制の整備</u> ・<u>保全対象範囲に、全ての重大事故等対処設備(約200設備)を記載</u>
非常時の措置	○原子力防災組織、原子力防災資機材の整備、原子力防災訓練等を記載 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子炉主任技術者、本部長、副本部長、各班等を記載した原子力防災組織図を記載</u>
保安教育	○所員、請負会社従業員への保安教育を記載 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>重大事故等発生時の必要な措置に関する教育の実施項目について記載</u>
記録および報告	○保安に関する記録や異常時の報告を記載
附則	・ <u>1、2号炉については、新規制基準の適合の確認がなされるまでは燃料を装荷しないことを記載</u>

※青字箇所は、新規制基準適合性に係る保安規定変更認可申請を行った主な変更内容